

令和2年度 第6回 区連協 理事会

日時 令和3年3月5日(金)
理事会 14時00分～
場所 花見川区役所2-4会議室

次第

1 開 会

2 説明事項

- (1) (仮称) 検見川・真砂スマートICについて(道路計画課)

3 議 題

- (1) 令和2年度事業報告について
- (2) 令和2年度収入支出決算見込みについて
- (3) 令和3年度主要事業方針(案)について
- (4) 令和3年度収入支出予算(案)について
- (5) 令和3年度通常総会における功労者表彰対象者の推薦について
- (6) 令和3年度通常総会における役割分担について
- (7) 花見川区地区連交付金交付要綱の改正について

4 その他

- (1) 千葉市あんしんケアセンターさつきが丘の移転について

5 閉 会

令和2年度事業報告について

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、令和2年度の事業方針に基づき、次のとおり会議等を開催し、事業を推進した。

<p>令和2年4月3日 第1回理事会</p>	<p>花見川区役所講堂において、理事会を開催した。</p> <p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度役員選出について 2 令和2年度通常総会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 総会資料について (2) 役割分担について (3) 功労者表彰について 3 県営住宅幕張団地自治会の解散について 3 令和2年度区連協要望事項について <p>上記事項について協議し、通常総会実施に関する内容等について決定した。また、各地区連の要望事項を第3回理事会までに検討することとした。</p> <p>・その他</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市連協専門部会員の選出について ②市連協関連行事予定について ③地区連協交付金の申請について
<p>令和2年4月3日 会計監査</p>	<p>花見川区役所会議室において、出納関係書類の監査を実施し、決算は計数的に正確であり内容も適正なものと認定された。</p> <p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度事業報告及び収入支出決算監査 (事業報告書・収入支出決算書) 2 書類監査(出納書類、預金通帳確認) 3 監査講評

<p>令和2年5月8日 (当初予定) 第2回理事会</p>	<p>新型コロナウイルスの関係で、書面開催とした。</p> <p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度総会について 2 令和2年度区連協要望について 3 花見川区地区町内自治会連絡協議会交付金について <p>上記事項について協議し、総会を書面開催とすることを決定した。また、各地区連の要望事項を次回理事会までに検討することとした。</p>
<p>令和2年5月16日 (当初予定) 通常総会</p>	<p>新型コロナウイルスの関係で書面開催とし、下記の事項について承認された。</p> <p>[会務報告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度町内自治会の異動について <p>[議案審議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告について ・令和元年度収入支出決算報告について ・令和元年度収入支出決算監査報告について ・令和2年度会長及び副会長（案）の承認について ・令和2年度監事の選任について ・令和2年度主要事業方針（案）について ・令和2年度収入支出予算（案）について

<p>令和2年7月3日 第3回理事会</p>	<p>花見川保健福祉センター大会議室において、理事会を開催した。</p> <p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度区連協要望事項について 2 令和2年度研修事業について <p>要望事項について各理事から説明し、市連協要望及び区連協要望について決定した。また、研修事業の中止を決定した。</p> <p>・その他</p> <ol style="list-style-type: none"> ①区連協への負担金について（依頼） ②区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付について（報告） ③地区連協交付金の交付について（報告）
<p>令和2年10月2日 第4回理事会</p>	<p>花見川区役所会議室において、理事会を開催した。</p> <p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度要望事項の回答について 2 花見川区地区連交付金交付要綱の改正について <p>上記事項について協議し、要望事項に対する市各所管の回答を確認した。また、地区連交付金交付要綱の改正について承認された。</p>
<p>令和3年1月15日 (当初予定) 第5回理事会</p>	<p>新型コロナウイルスの関係で、書面開催とした。</p> <p>【議題】</p> <p>令和3年度通常総会までのスケジュールについて</p> <p>上記事項について協議し、通常総会までのスケジュールを確認した。</p>

令和3年3月5日
第6回理事会

花見川区役所会議室において、理事会を開催した。

【議題】

- 1 令和2年度事業報告について
- 2 令和2年度収入支出決算見込みについて
- 3 令和3年度主要事業方針（案）について
- 4 令和3年度収入支出予算（案）について
- 5 令和3年度通常総会における功労者表彰対象者の推薦について
- 6 令和3年度通常総会における役割分担について
- 7 花見川区地区連交付金交付要綱の改正について

上記事項について協議し、通常総会での役割等について確認した。また、花見川区地区連交付金交付要綱の改正について承認された。

・その他

- ①（仮称）検見川・真砂スマート IC について
（道路計画課）
- ②千葉県あんしんケアセンターさつきが丘の移転について
（地域包括ケア推進課）

令和2年度 収入支出決算書

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

収 入

科 目		本年度予算額	収入済額 ①+②	内訳		比較増減	摘 要
項	目			市補助金 ①	会費② (自主財源)		
補助金	区連協補助金	1,536,000	1,536,000	1,536,000		0	地区連協交付金含む
負担金	負担金	45,000	45,000		45,000	0	地区連協負担金
事業費	研修費	0	0			0	
繰越金	前年度繰越金	108,899	108,899		108,899	0	
雑収入	雑収入	10	6		6	▲ 4	預金利子
計		1,689,909	1,689,905	1,536,000	153,905	▲ 4	

支 出

科 目		本年度予算額	支出済額 ①+②	内訳		比較増減	摘 要
項	目			補助対象 ①	補助対象外 ②		
事務費	事務費	250,000	534,652	534,652		284,652	町内自治会のしおり、事務用品代他
会議費	総会費	130,000	36,349	36,349		▲ 93,651	総会資料郵送代他
	役員会議費	10,000	2,549	2,549		▲ 7,451	三役会・理事会費用他
表彰費	表彰費	75,000	36,180	36,180		▲ 38,820	受賞者記念品代他
事業費	研修費	154,000	0			▲ 154,000	
	広報費	80,000	79,200	79,200		▲ 800	自治会加入促進
旅費	費用弁償	90,000	47,000	47,000		▲ 43,000	理事、監事への旅費
交際費	交際費	30,000	0			▲ 30,000	
予備費	予備費	23,829	0			▲ 23,829	
交付金	地区連協交付金	847,080	847,080	847,080		0	
繰越金	繰越金		106,895		106,895	106,895	次年度繰越
計		1,689,909	1,689,905	1,583,010	106,895	▲ 4	

令和 3 年度主要事業方針（案）

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、会則に掲げられた目的を達成するため、市及び区役所と連携を密にして協力し合い、次の事業を行う。

1 町内自治会の加入促進に関すること

未加入世帯やマンション等へ町内自治会の必要性を周知し、市内 6 区で最も高い町内自治会加入率を堅持する。

2 要望事項等の解決推進に関すること

区内各地域に存在する諸問題に関する区連協要望事項・市連協要望事項及び地域に身近な要望等を、行政と協議しながら、解決推進を図る。

3 研修視察の実施に関すること

地域活動に資する研修を実施し、各単位町内自治会活動の充実と会員間の協調・親睦を図る。

4 区民相互の交流に関すること

他団体と連携しながら、世代を超えた区民相互の交流を通じ、連帯意識を高め、地域社会の発展に寄与する。

花見川区民まつりへの協力を行い、内容の充実を図る。

5 防災対策への一層の協力・要請に関すること

区と連携しながら、自助・共助による災害時の対応力や防災力の向上を図り、減災体制の確立を目指す。

6 安全・安心なまちづくりの推進に関すること

地域の安全のため、防犯パトロール及びボランティア等と連携し、地域防犯体制の強化を図る。

令和3年度会議予定（案）

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、事業方針に基づき、次のとおり会議等を開催し、運営上必要な事項について審議する。

年 月	内 容	備 考
通 年	加入促進活動	リーフレット・チラシ配布等
通 年	防災・防犯に関すること	
令和3年4月9日	理事会①	令和3年度役員を選出 令和3年度総会資料の確認等
	会計監査	令和2年度会計監査
令和3年5月7日	理事会②	令和3年度総会の諸準備等
令和3年5月29日	通常総会	令和3年度通常総会
令和3年 6月	理事会③	要望内容の確認・提出等 研修視察の方針等
令和3年10月	理事会④	要望事項の回答等 研修視察等
	区民まつり	事業協力・広報等
令和3年11月	研修視察	
令和4年 1月	理事会⑤	研修視察決算報告等
令和4年 3月	理事会⑥	令和3年度事業報告 令和3年度決算見込み 令和4年度事業計画案 令和4年度収入支出予算案等

令和3年度 収入支出予算書 (案)

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会 (単位: 円)

収 入

科 目		本年度予算額 ①+②	内 訳		前年度予算額	比 較 増 減	前年度実績額	摘 要
項 目	目		市補助金 ①	会費② (自主財源)				
補 助 金	区 連 協 補 助 金	1,558,000	1,558,000		1,536,000	22,000	1,536,000	地区連協交付金含む
負 担 金	負 担 金	45,000		45,000	45,000	0	45,000	地区連協負担金
事 業 費	研 修 費	156,000		156,000	0	156,000	0	研修視察参加者自己負担分
繰 越 金	前 年 度 繰 越 金	106,899		106,899	108,899	▲ 2,000	108,899	
雑 収 入	雑 収 入	10		10	10	0	6	預金利子
計		1,865,909	1,558,000	307,909	1,689,909	176,000	1,689,905	

支 出

科 目		本年度予算額 ①+②	内 訳		前年度予算額	比 較 増 減	前年度実績額	摘 要
項 目	目		補助対象 ①	補助対象外 ②				
事 務 費	事 務 費	250,000	250,000		250,000	0	534,652	町内自治会のしおり、事務用品代他
会 議 費	総 会 費	130,000	130,000		130,000	0	36,349	総会資料印刷代他
	役 員 会 議 費	10,000	10,000		10,000	0	2,549	市連協・区連協他
表 彰 費	表 彰 費	75,000	75,000		75,000	0	36,180	受賞者記念品代他
事 業 費	研 修 費	310,000	154,000	156,000	154,000	156,000	0	視察研修会費用
	広 報 費	80,000	80,000		80,000	0	79,200	自治会加入促進他
旅 費	費 用 弁 償	90,000	90,000		90,000	0	47,000	理事、監事への旅費
交 際 費	交 際 費	30,000		30,000	30,000	0	0	名刺交換会、慶弔費他
予 備 費	予 備 費	47,749		47,749	23,829	23,920	106,895	前年度繰越金
交 付 金	地 区 連 協 交 付 金	843,160	843,160		847,080	▲ 3,920	847,080	
計		1,865,909	1,632,160	233,749	1,689,909	176,000	1,689,905	

令和3年 月 日

区連協表彰推せん書

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会
会長 原田 雅男 様

推せん者 ○○中学校区町内自治会連絡協議会
会長

次のものは、千葉市花見川区町内自治会連絡協議会表彰内規第1号第1号に該当すると認められますので表彰されるよう推せんいたします。

記

(フリガナ)	
氏 名	
現住所または 所在地	千葉市
電 話 番 号	
推せん事由 (具体的に)	上記の者は、平成 年 月 日から 令和 年 月 日までの期間 (町内自治会長・地区連絡協議会長) として地域の自治振興に関し、多大な 功績を残されたため。
摘 要	

※提出期限 令和3年4月23日(金)

【参考】 千葉市花見川区町内自治会連絡協議会表彰内規

(表彰基準)

第1条 地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著な者で次の一に該当する者について、会長がこれを表彰する。

- 1 3年以上引き続いて町内自治会長の職にあつて退任した者。

(案)

花見川区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱

(目的)

第1条 花見川区町内自治会連絡協議会（以下「花見川区連協」という。）会長は、町内自治会の振興及び育成を図るため、花見川区内に所在する地区町内自治会連絡協議会（以下「地区連協」という。）に対して、この要綱に基づき、予算の範囲内において、地区町内自治会連絡協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付対象地区等)

第2条 交付金の交付対象地区は別表1のとおりとする。

2 交付金の交付の対象となる事業は、地区町内自治会連絡協議会の運営及び事業並びに単位町内自治会との連絡調整とし、交付対象経費及び交付対象外経費は、別表2のとおりとする。

(交付基準)

第3条 地区連協に対する交付金は、当該地区連協が4月1日から翌年3月31日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表3のとおりとする。

2 交付基準における加入世帯数は、交付年度の前年度の3月31日を基準日とし、基準日時点で当該地区連協に属する町内自治会が把握している加入世帯数の合計とする。

(交付金の交付申請)

第4条 地区連協は、交付金の交付を申請しようとするときは、花見川区連協会長が指定する日までに、地区町内自治会連絡協議会交付金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、花見川区連協会長に提出しなければならない。ただし添付書類の第1号及び第2号については、その内容を満たす地区連協の総会資料をもって替えることができるものとし、第4号については、初回の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 地区町内自治会連絡協議会会則

(交付決定通知及び交付時期)

第5条 花見川区連協会長が、交付金の交付を決定し地区連協に通知するときは、地区町内自治会連絡協議会補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

また、花見川区連協は様式第2号による通知後、速やかに交付金の交付を行うこととする。

(実績報告)

第6条 地区連協は事業等が完了し花見川区連協会長に報告しようとするときは、

(案)

地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書(様式第3号)に次の書類を添付して花見川区連協会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他花見川区連協会長が必要と認めるもの。

(額の確定等)

第7条 花見川区連協会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地区町内自治会連絡協議会交付金の額確定通知書(様式第4号)により地区町内自治会連絡協議会に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 花見川区連協会長は地区連協が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を第1条に掲げた目的に反する用途に使用したとき。
- (3) 交付金の交付の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- (4) 千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号)第4条の2各号に該当することが判明したとき。

2 前項の規定により交付金の決定の全部又は一部を取り消すときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書(様式第5号)によるものとする。

(返還命令)

第9条 花見川区連協会長は交付金の交付の決定を取り消した場合においては、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 花見川区連協会長は地区町内自治会連絡協議会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定により交付金の返還を命ずるときは、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書(様式第6号)によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、花見川地区連協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(案)

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1

交付対象地区（第2条関係）

地区連協名
花園中学校区（第7地区）
こてはし台中学校区（第10地区）
幕張中学校区（第11地区）
花見川中学校区（第22地区）
天戸中学校区（第35地区）
さつきが丘中学校区（第40地区）
犢橋中学校区（第42地区）
朝日ヶ丘中学校区（第46地区）
幕張本郷中学校区（第48地区）

別表2

交付対象経費及び交付対象外経費（第2条関係）

交付対象経費	(1) 共済費 (2) 賃金 (3) 報償費 (4) 旅費 (5) 消耗品費 (6) 食糧費(会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代)
--------	---

(案)

	及び食材料費等に限る。) (7) 印刷製本費 (8) 通信運搬費 (9) 手数料 (10) 修繕料 (11) 筆耕翻訳料 (12) 保険料 (13) 委託料(事業の全部を委託する場合を除く。) (14) 使用料及び賃借料 (15) 備品購入費 (16) 負担金、補助及び交付金
交付対象外経費	(1) 役員に対する報酬(費用弁償を除く。) (2) 交際費(慶弔費、見舞金及び懇親会費等) (3) 食糧費(会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等を除く。) (4) 事業の全部を委託する場合の委託料 (5) 寄附金 (6) 公租公課 (7) その他交付対象経費とすることが適当でないと花見川区連協会長が認める経費

別表 3

交付基準(第3条関係)

区 分	交付限度額
団体割	当該地区連協に属する町内自治会数×500円
世帯割	加入世帯数×10円
均等割	20,000円

花見川区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の一部改正

花見川区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決定の取消し)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定により交付金の決定の全部又は一部を取り消すときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書(様式第4号)によるものとする。</p> <p>(返還命令)</p> <p>第8条 花見川区連協会長は交付金の交付の決定を取り消した場合においては、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定により交付金の返還を命ずるときは、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書(様式第5号)によるものとする。</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(額の確定等)</p> <p>第7条 花見川区連協会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金の交付の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地区町内自治会連絡協議会交付金の額確定通知書(様式第4号)により地区町内自治会連絡協議会に通知するものとする。</p> <p>(決定の取消し)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により交付金の決定の全部又は一部を取り消すときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書(様式第5号)によるものとする。</p> <p>(返還命令)</p> <p>第9条 花見川区連協会長は交付金の交付の決定を取り消した場合においては、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>2 花見川区連協会長は地区町内自治会連絡協議会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(補則) 第9条 (略)</p>	<p><u>3</u> <u>前2項</u>の規定により交付金の返還を命ずるときは、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書 <u>(様式第6号)</u> によるものとする。</p> <p>(補則) <u>第10条</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行し、改正後の花見川区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。